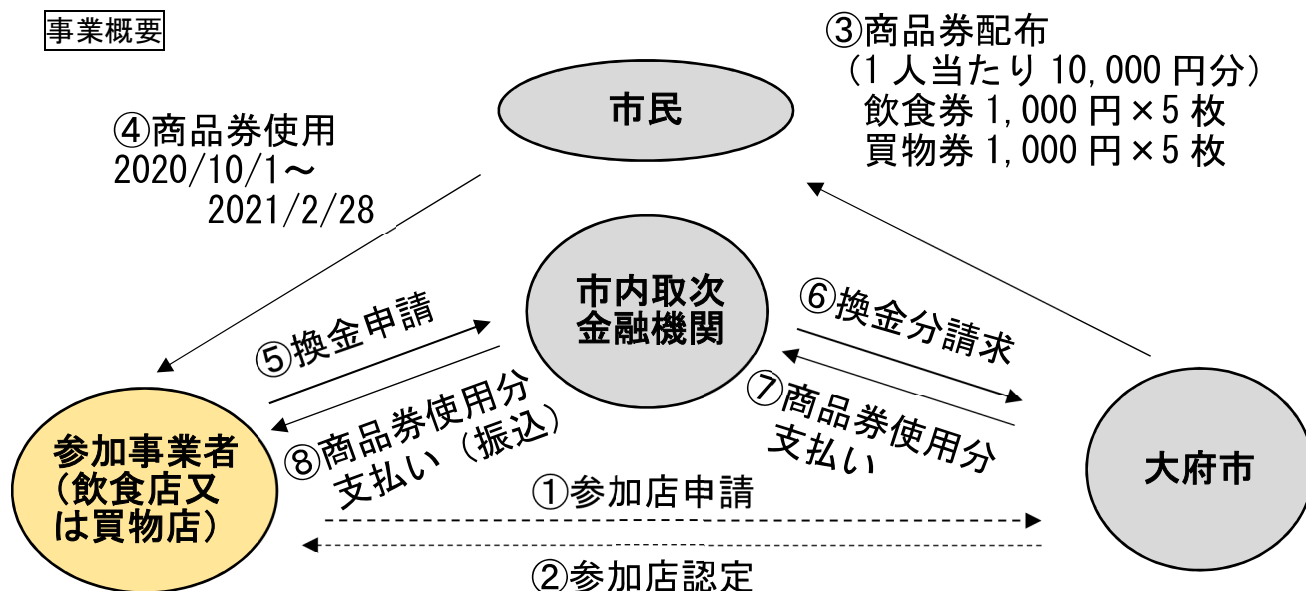


おおぶ元気商品券 参加事業所募集

商品券使用期間：2020/10/1～2021/2/28

大府市では、全市民に一人当たり10,000円分の商品券「おおぶ元気商品券」を配布します。おおぶ元気商品券の発行に際し、商品券を使用できる市内の店舗・事業所を募集します。

事業概要



参加事業者の募集 申請手数料、参加負担金、登録料等すべて無料

(1) 市内の店舗、事務所又は事業所で営業している事業者

※令和2年8月7日(金)までに下記のいずれかの方法で申請して登録された事業者は、令和2年9月配布予定のチラシに掲載します(参加募集は令和3年2月28日まで)。

①市ホームページの申込フォームから申請する。

②「事業参加申込書兼誓約書(様式1号)」に必要事項を記入の上、郵送又は直接市役所商工労政課へ申請する。【〒474-8701(住所不要) 大府市 商工労政課 商品券担当 行】

(2) 事業者が申請できるのは、飲食券専用使用店、買物券専用使用店のいずれかです。飲食サービスと物販を両方行っている場合でも、使用できるのは飲食券又は買物券のどちらかとなります(店舗内の物販を飲食券利用することはでき、その逆も可能です)。

(※1) 顧客が一度に利用できる商品券の枚数は、事業者で決定できます。

【例】一人1枚(1,000円分)まで、利用制限なし 等

(※2) 参加店認定後は、令和3年2月28日まで参加店取りやめはできません(使用期間途中の取りやめ禁止)。

商品券の換金事務手続き

市内の取次金融機関へ商品券を持参して換金申請します。金融機関への持込みから事業者の口座へ振込まれるまでの期間は約1ヶ月です(取次金融機関は、現在調整中です)。

※換金期間は、令和2年10月1日から令和3年3月12日まで。持込み金融機関に口座がない場合は、振込手数料は事業者負担となります。

商品券が使用できない項目

不動産や金融商品、たばこ、プリペイドカード・パチンコ玉の交換など換金性の高いもの、性風俗関連サービス、税や使用料などの公租公課、その他公序良俗に反するもの

連絡先：大府市 商工労政課 商業観光係 電話(0562)45-6227

メール：shoko@city.obu.lg.jp